主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人三上宏明の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇 五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべき ものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四七年三月二四日

最高裁判所第二小法廷

_		朝	上	村	裁判長裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官
男		昌	原	岡	裁判官
雄		信	Ш	小	裁判官